平成28年８月18日　京都府知事指定変更

都市計画法第34条第14号及び同法第42条第１項ただし書並びに同法施行令第36条第１項第３号ホに基づく開発審査会付議基準15により規定された、市街化調整区域において自己の用に供する専用住宅又は第一種低層住居専用地域内に建築することができる併用住宅を建築する目的で行う開発行為又は建築行為を行うことができる土地の区域について、次のとおり変更した。

なお、その関係図書は、京都府建設交通部建築指導課及び京都府中丹西土木事務所建築住宅室において縦覧に供する。

	変更した区域の名称	変更した土地の区域
変更前	野間仁田・下地・中地・後正寺地区	福知山市字宮の一部、字大内の一部
変更後	後正寺地区	福知山市字大内の一部

福知山市　後正寺地区　平成28年

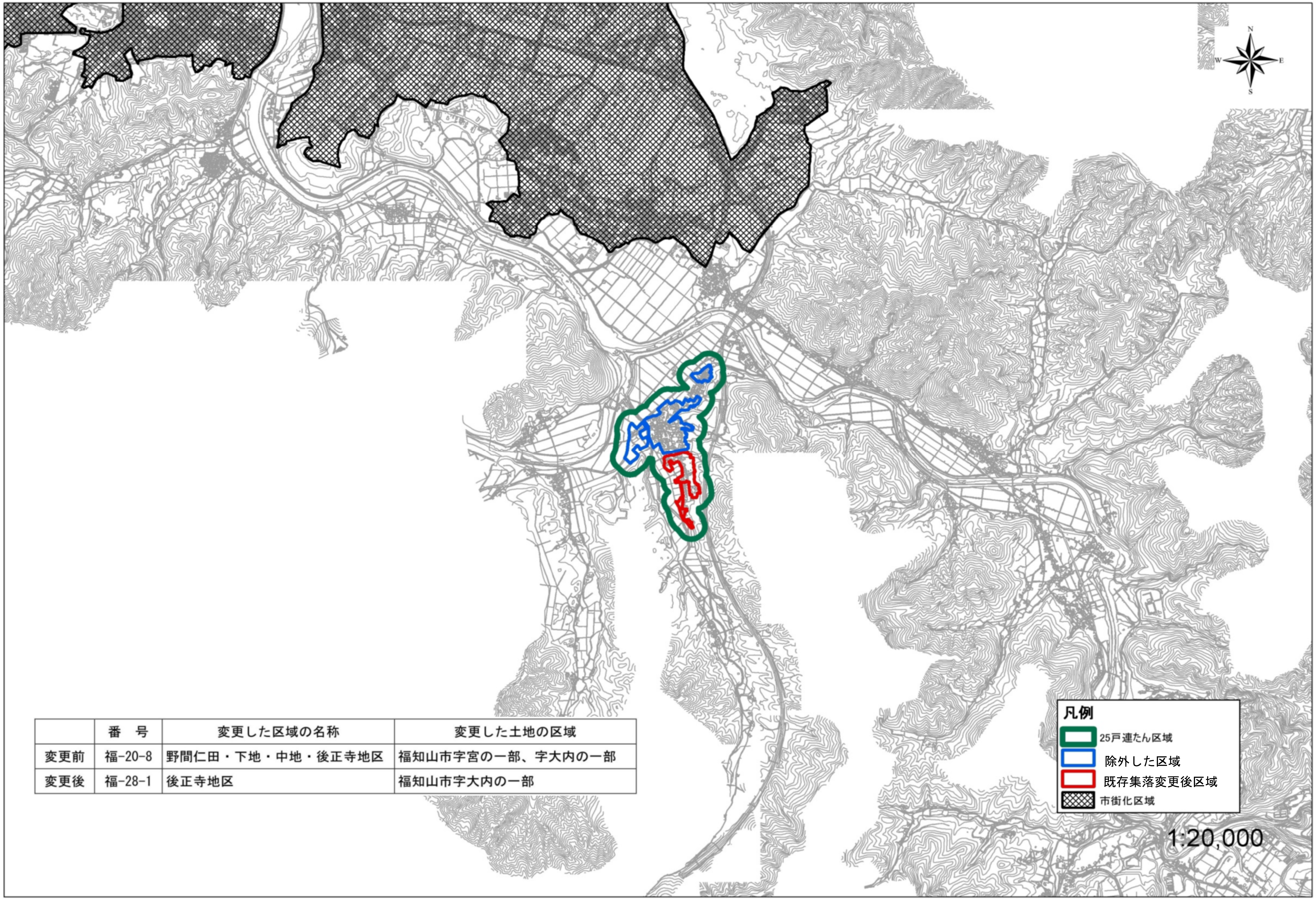

	番　号	変更した区域の名称	変更した土地の区域
変更前	福-20-8	野間仁田・下地・中地・後正寺地区	福知山市字宮の一部、字大内の一部
変更後	福-28-1	後正寺地区	福知山市字大内の一部

区域変更位置図

福知山市　後正寺地区その１　「福-28-1」　平成28年

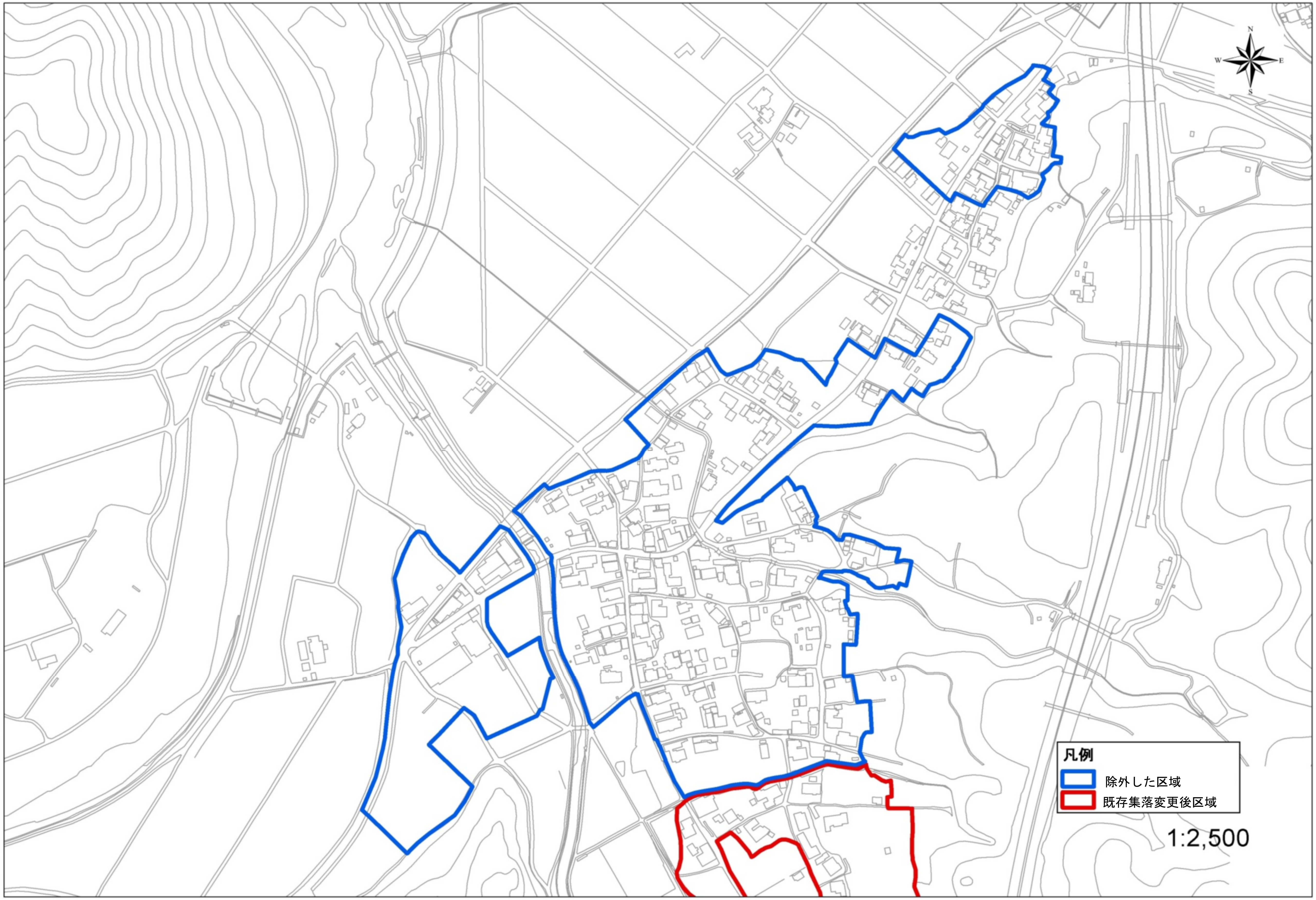

区域変更区域図

福知山市　後正寺地区その２　「福-28-1」　平成28年

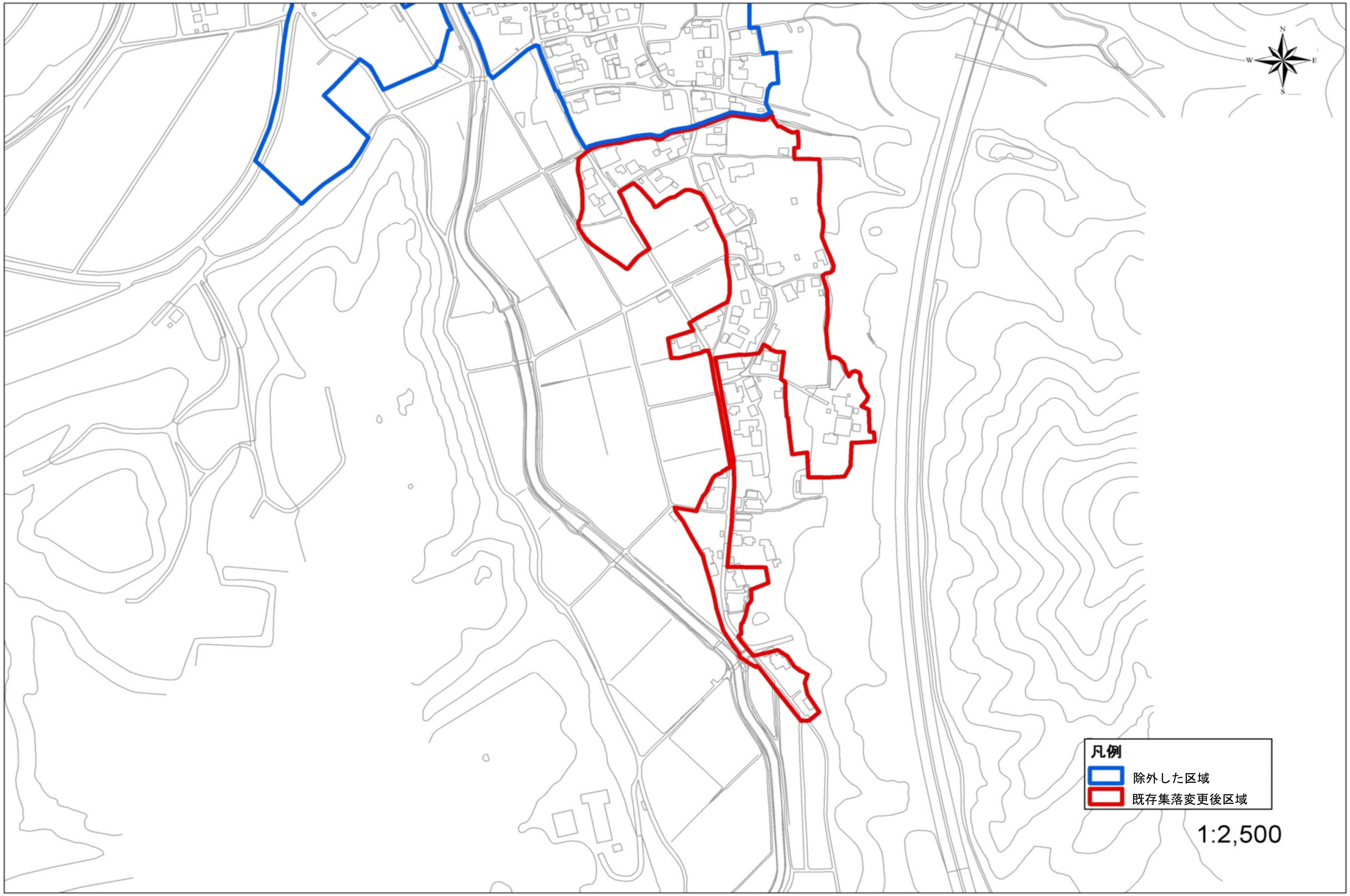

区域変更区域図